

学校社会事業としての夜間中学

—1950—60年代の京都市の事例に着目して—

基礎教育学コース 江 口 怜

The Junior High Night Schools as School Social Work: Focusing on the case of Kyoto City from the 1950s to 1960s

Satoshi EGUCHI

The purpose of this paper is to clarify the process of establishment and development of the junior high night schools at Kyoto City from 1950s to 1960s from the perspective of “education and welfare/well-being.” Specially, this study focuses on school social work theory by Teramoto Kichi who related with teachers of junior high night school at Kyoto City. In addition, this paper attempt to reveal reality of children’s life who were irregular attendance and had multiple difficulty.

目 次

- 1 はじめに
- 2 京都市における夜間中学の成立と全国組織化の牽引
- 3 寺本喜一の学校社会事業論と夜間中学
 - A 寺本喜一の略歴と夜間中学との接点
 - B 学校社会事業としての夜間中学—社会的包摂と社会防衛の狭間で
- 4 教師の実践の中の「福祉」
 - A 生徒の抱える複合的困難と「教育福祉」実践
 - B 社会防衛か社会変革か—家庭訪問を巡って
- 5 生徒にとっての学校とウェルビーイング
- 6 1960年前後の断層—生徒福祉課設置の周辺
- 7 終わりに

1 はじめに

本稿の目的は、京都市における夜間中学の成立・展開過程を明らかにすると同時に、その過程に深く関わった社会福祉学者寺本喜一が唱えた学校社会事業論を検討し、「教育と福祉」の結節点として夜間中学が果たした役割を検討することである。対象とするのは、夜間中学が学齢の不就学・長欠児を主な対象としていた1950—60年代である。

1940年代末からの夜間中学の成立期に関する研究としては、尾形利雄・長田三男、赤塚康雄、田中勝文らによるものが挙げられるが、東京都や大阪府以外の府県の動向は未解明な部分が多い¹⁾。未解明の府

県の中でも、特に京都市は全国組織の成立を牽引する重要な役割を果たしており、また福祉の視点を早くから取り入れていた点で注目される。そして、そこに深く関わったのが寺本喜一であり、彼はスクールソーシャルワーク（以下、SSW）に早くから注目した研究者として知られ、また1962年の京都市教育委員会の生徒福祉課の設置や学校福祉研究会（長欠児童生徒援護会から独立）への関わりが指摘されている²⁾。しかし、寺本が夜間中学との関わりの中で学校社会事業論を説いていたことは見逃されており、また夜間中学研究においても寺本との関わりは注目されていない。寺本喜一の学校社会事業論と京都市の夜間中学を併せて検討することで、田中勝文が指摘した夜間中学の果たした「福祉的役割」³⁾の内実が明らかになると共に、日本におけるSSW論の源流の中に孕まれていた課題も明らかになるはずである。

以上の研究動向に加えて、本稿では「教育と福祉」に関わる研究の中で指摘されてきた以下の3点に着目しながら検討を行う。

第一に、教育と福祉の結節が求められる背景にあった生活・生存の基盤の脆弱さ、貧困や差別の現実に着目すること。小川利夫は、教育福祉の問題は人間の抑圧と解放に関わり、貧困・差別・障害が主要な問題になると述べている⁴⁾。また、近年子ども虐待研究に導入されている「複合的困難」⁵⁾という概念も、当時の子どもの状況を理解する上で有用である。またこのことは、SSWは社会変革とどう関わるかという問題ともつながるであろう⁶⁾。

第二に、福祉行政が教育と結びつくことの功罪について丁寧に見極めること。早くから先鋭的な近代公教育批判を展開していた持田栄一は、国家支配は警察的機能と福祉助長的機能が併存したものであることに注意を促していた⁷⁾。寺崎弘昭は、この併存の古層にM・フーコーが着目した近代〈ポリス〉を見出しつつ、戦後日本の法体系においても教育・福祉・治安は密接に結びついていたと指摘している⁸⁾。これらの視点は、寺本喜一の学校社会事業論が孕んでいた両義性を検討する上で重要である。とはいえ、閉鎖的と言われる学校教育が福祉行政と結びついたことのメリットにも同時に目を配る必要があるだろう。

第三に、制度としての福祉だけでなく、ウェルビーイングとしての福祉にも着目すること。山下英三郎は、SSWは子どもの最善の利益・ウェルビーイングを目指すものだとしているが⁹⁾、近代国家の福祉(welfare)には収まらない、心地よい生の実現としての福祉(well-being)¹⁰⁾という側面において夜間中学が果たした役割についても考察したい。

2 京都市における夜間中学の成立と全国組織化の牽引

本章では、京都市における夜間中学の成立過程を明らかにし、その上で1954年の全国組織の成立を牽引することとなった背景について考察したい。

大規模空襲を免れた京都市だが、敗戦後は食糧・物資の不足や非戦災者・引揚者の流入、浮浪児の存在等が課題となり¹¹⁾、また不良住宅地区の改善も求められていた¹²⁾。新学制移行後には全国的に不就学・長欠が社会問題化した¹³⁾が、中央青少年問題協議会の調査によると、京都府内で1949年度中に30日以上欠席した子どもは、小学生9,083人、中学生6,606人で合わせて約1万5千人に上った¹³⁾。

こうした状況のもと京都市は、1949年度から教育委員会事務局に就学奨励対策協議会を設け、また各学校に就学奨励委員会を設置し、就学奨励費の交付等を行った¹⁴⁾。これに先立つ1948年11月には、被差別部落を校区に抱える市内小学校で深刻な不就学・長欠の実態に鑑みて民生児童委員やPTAと合同の就学奨励対策委員会の設置方針が打ち出されており、こうした動きも市教委の取り組みを後押ししたと推察される¹⁵⁾。そして、市教委は1950年度に二部学級という名目で夜間中学を12校に設置、翌年には2校増え、最大時14校の設置を見た。各校の開設時期と生徒数の推移は表の通りである¹⁶⁾。

京都市での夜間中学の開設過程に関しては、3つの特徴が指摘できる。

まず、教育委員会の主導による大規模な設置であったことである。同様の例は横浜市の事例以外見受けられず、市教委が強い指導性を発揮していた¹⁶⁾。ただし、教育委員会が開設に踏み切った背景には、PTAや学校

表 1：京都市内夜間中学の学校数・生徒数の推移

学校名	開設年月日	1950	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	
郁文	1950.5.1																			11	14	
西院	1950.5.9	22	22	18	廃校																	
陶化	1951.10.8		24	31	33	23	28	15	廃校													
修学院	1950.5.1	25	24	20	25	19	21	13	廃校													
近衛	1950.5.10	43	29	30	20	35	23	16	廃校													
洛東	1950.5.8	16	38	41	20	19	25	21	19	23	11	9	9	8	廃校							
弥栄	1953.9.1					24	31	24	17	18	15	17	廃校									
藤森	1950.5.6	93	58	78	36	36	46	47	28	16	13	13	18	15	10	8	10	9	5	7	廃校	
山科	1950.5.18	37	22	28	24	17	15	13	11	9	8	10	9	8	3	廃校						
高野	1951.10.25		43	36	23	35	23	19	29	23	12	12	14	9	3							
九条	1950.5.9	39	36	42	35	30	30	23	17	21	12	14	16	12	9	8						
皆山	1950.5.1	42	49	64	78	63	54	57	57	41	24	18	19	14	9	6	7	5	4	5	3	廃校
朱雀	1950.5.10	25	37	43	35	32	30	30	18	19	17	15	17	15	11	7	11	6	廃校			
北野	1950.5.10	72	43	31	32	34	27	32	25	25	29	16	11	15	12	7						
烏丸	1950.5.10	28	32	43	43	41	27	28	26	21	11	13	10	6	8	廃校						
嘉楽	1950.5.10	91	80	94	70	78	69	46	23	24	21	23	17	20	16	8	6	3	3	廃校		
学校数(計)		12	14	14	13	14	14	14	11	11	11	11	10	10	9	7						
学級数(計)		14	16	17	15	16	15	14	11	11	11	11	10	10	9	7						
生徒数(計)		533	537	599	474	486	449	384	270	240	173	160	138	127	87	47	34	24	12	23	17	
卒業生数		156	200	265	197	186	204	201	117	121	85	58	47	52	43	27	14	15	9	11	9	

現場からの要望や働きかけがあった。

特に影響が大きかったとされるのは、皆山中学校で1949年度にPTA会長を務めた北川平一の働きかけである。「皆山中学校の夜の校長」¹⁷⁾を自称していたという北川は、夜間中学開設から10年後に次のように振り返っている。

義務教育とは言え経済不安定な当時学校に来ないで就職に家事仕事や子守のため学校に来ないで、めぐまれた友達が勉強に運動にたのしい一日を送っている姿を見て泣いておった子供達にせめても中学校の卒業証書を出し実社会に出してやりたいと思い現校長と毎日家庭訪問をして、教育委員会、民生局に日参してはじめて二部（夜間）教室が五月に開校したのであります。¹⁸⁾

また、1950年2月の右京区中学校教育研究会では、参加者から「神戸市かには、夜間中学があるときいていますが、本市に於いても、それを設置することは出来ないものです」との発言があり、市教委の芦田指導主事が「義務教育では夜間中学は認められないのではないかと思います、真剣に研究してみます」と答えている¹⁹⁾。このやりとりの約2か月後に市教委は夜間中学の開設を打ち出した²⁰⁾。

次に、当時の部落解放運動の影響が推察されることである。1950年に京都市民生局が実施した「同和地区生活実態調査」では、市内小中学校の長欠率が1.2%なのに対し、該当地区では13.7%に上っていた。こうした状況下で、1951年10月にオールロマンス事件が起り、部落解放委員会は行政当局への要求の中で「不就学児童のために部落に夜間学校をつくること」を掲げていた²¹⁾。明示的な言及は見られないが、1951年10月に開設された2校はこうした動向と関連があったと思われる²²⁾。

最後に、京都市では1950年6月以降「中学校二部学級指導研究会」が定期的に開催され²³⁾、同年12月には校長と専任教師（各校1名）が参加する京都市立二部学級研究会（以下、京都二部研）が発足していることである。京都二部研は、市教委からの助成を受けながら、『夜間部教育の研究』と題した研究誌を1950年度から1972年度の第22集まで毎年度発行している（1964年度のみ欠号）。

このように、市教委の強い指導性のもとに成立した京都市の夜間中学は、全国的に見ても早くから安定した体制を整えていた。1953年に文部省・厚生省・労働

省が合同で行った全国的な夜間中学調査では、全国10都府県に該当校は71校あり、在籍生徒数は3,192人に上ったが、京都府は設置校数が兵庫県に次いで2番目に多く、1953年3月までの卒業生徒数も622名と全国で最多であった²⁴⁾。

こうした安定した体制や全国中学校長会の組織化の経験等も重なって²⁵⁾、京都二部研と京都市教委の呼びかけによって1954年11月に第1回全国中学校夜間部教育研究協議会大会（後に全国夜間中学校研究大会と改称し現在まで継続、以下全夜中研大会）が開催された。そこには、全国11都府県から64名の参加予定者が名を連ね²⁶⁾、この大会終了後に政府に提出された「中学校夜間学級の法的措置に関する陳情書」は、政府の長欠児・貧困生徒への支援拡充に影響を与えたとされている²⁷⁾。

以上見てきたように、被差別部落を中心とした厳しい生活状況を背景に、京都市では市教委の主導により夜間中学が成立し、全国組織の成立を牽引することになった。そして、その記念すべき全夜中研の第1回大会で「学校社会事業について」と題する講演を行ったのが、社会福祉学者の寺本喜一であった。次章では、この寺本喜一と夜間中学の関わりに焦点を当てることにしよう。

3 寺本喜一の学校社会事業論と夜間中学

本章では、社会福祉学者の寺本喜一と夜間中学関係者との人的交流を明らかにしつつ、彼の学校社会事業論の中で夜間中学がいかに位置づけられたのかを考察する。ここでは特に、教育と福祉の結合を模索する学校社会事業論の中に、社会的包摂と社会防衛への指向性が併存していたことの両義性に注目したい。

A 寺本喜一の略歴と夜間中学との接点

まず、寺本喜一の略歴と夜間中学との関わりを見ておこう。寺本喜一は、1948年から1951年まで京都府教育委員会の事務局に勤め、1952年に西京大学（現京都府立大学）の児童福祉学科に職を得ている²⁸⁾。そして、1952年頃からアメリカの学校社会事業論に着目し、1956～1957年には渡米して研究を進めているが、その背景にあったのが当時の不就学・長欠問題への関心と京都市内の夜間中学との関わりであった。

寺本は1951年頃に自宅に近かった藤森中学校の夜間中学を訪ね、夜間専任教員の梶嘉一郎や川井戒本と出会い、特に梶との交流を深めた。そして1953年度から市内夜間中学で調査を何度か行い、1957年には京

都二部研の会合で講演を行っている²⁹⁾。こうした関係からか、寺本は1957年から1978年まで全国夜間中学校研究会（以下、全夜中研）の顧問として名前を連ねている³⁰⁾。

加えて指摘しておきたいのは、寺本が夜間中学関係者と1959年に発足した長欠児童生徒援護会（通称・黄十字会）との橋渡し役となった可能性である。黄十字会は、松永健哉を中心に、会長に池田勇人、副会長に大平正芳を据えて発足し、東京・山谷での長欠対策実践等を行っていた³¹⁾。1961年の第8回全夜中研大会では突然長欠児童生徒援護会が主催団体に加わっているが、これには寺本喜一も加わって1962年に同会から独立して学校福祉研究会が設立されるといった動向とも関連があったと思われる。この学校福祉研究会には、京都市立北野中学校で1951～1957年度に夜間専任を務めた石垣幸男や、東京都の夜間中学の教員であった村井稔が参加していた³²⁾。

以上見てきたように、京都市を主な接点として戦後日本でいち早く学校社会事業や学校福祉を説いた寺本喜一と夜間中学は密接な関係にあり、互いに影響を与え合っていた。そこで次に、寺本が夜間中学の実践を射程に入れた形で学校社会事業をいかに論じたのか検討しよう。

B 学校社会事業としての夜間中学—社会的包摂と社会防衛の狭間で

寺本喜一の関心は、当時のボーダーライン層の貧困、不就学・長欠、年少労働、少年非行等について、アメリカの学校社会事業の手法の導入によってその解決を図ることであり、そこで注目したのが夜間中学であった。彼は一方で夜間中学を「避けられない既成事実としての学校社会事業」³³⁾として捉え、他方で「学校社会事業的方法の応用」³⁴⁾の可能性を秘めた場として期待を寄せた。それでは、この両面について寺本が夜間中学をどう語ったのか見てみよう。

まずは前者の側面であるが、寺本は1953年に京都市の夜間中学1校を調査し、多くの生徒が就労し、ある者は午前2時まで働いていること、疲労を感じ結核等への不安があること、その中で多くの生徒が学校を面白いと答えていること等を明らかにし、その結論として「学校は息抜きとなっている」ことを第一に掲げた³⁵⁾。こうした結果も踏まえてであろう、寺本は文学的な表現で夜間中学の意義を次のように語っている。「夜間中学こそは、社会の底に沈殿する闇の生徒が社会に浮き上る唯一の浮標であり、補助梯子であり、大

陸棚であり、灯台である」³⁶⁾。

このように、寺本は夜間中学が周縁化され不可視化された子どもの社会的包摂の場となっていることに注目し、そこに既成事実としての学校社会事業を見ていた。しかし、こうした意義が、次の言葉に見られるように社会防衛論的発想と表裏のものとして表明されていたところに、当時の学校社会事業論が孕んでいた両義性を見て取ることができる。

彼等の楽しさは、家庭環境或いは職場環境の抑圧からの解放であろうが、この事故に、夜間学級の設置が必要であるとも云える。彼等の中には、行事的集団学習或いは、好きな先生の学習にのみ出席するものもある。これらの事は、恐らく昼間学級に於ては決して許容せられる所のないものであって、夜間学級に吸収される事がない時は、恐らくは、これらBグループに属するもの〔欠席率の高い生徒：引用者〕は、義務教育の圏外に放出されて、社会の底に沈殿し、自他ともに、社会の害悪となるを避けがたきものとなるに至るやもしれないのである。³⁷⁾

寺本は、欧米と日本の義務教育の歴史を辿りながら、「細民処理」「富国強兵」「公共の福祉」等の名のもとに国家強権が発動されてきたことにも注意を促していたが³⁸⁾、不就学・長欠対策としての夜間中学を語る上で、自身もこの磁場のもとで社会的包摂と社会防衛との狭間に立たざるを得なかった。

寺本の学校社会事業論における社会防衛論的側面は、学校が福祉行政・労働行政だけでなく警察行政とも積極的に連絡をとることを求めたことによく表れている³⁹⁾。実際、京都市教委は1956年度の就学奨励策の中で初めて府警察本部・民生局との協力を記し、「府警少年係又は少年補導所員が昼間授業時間中に校外を徘徊する児童生徒を見つけた時は、その事情によっては直にこれを市教育委員会に詳細を連絡する」としていた⁴⁰⁾。寺本は、学校社会事業を支える理論として「公教育の権威」概念と、義と愛の両面を持つ「国の親」（パレンス・パトリエ）概念を1960年頃から積極的に持ち出すようになり、国家介入への慎重な言及は少なくなった⁴¹⁾。また、後に青少年非行を「社会防衛或は社会統制側からの視点」だけで捉えることを戒めているが、そうした視点自体を手放すことはなかった⁴²⁾。

次に後者の側面、「学校社会事業的方法の応用」によって夜間中学を強化する方法としては、寺本はアメリカの事例を参考にしながら、特殊補習学級として学

校教育法に位置づけることと、家庭訪問教師（学校社会福祉主事）を設置することを挙げている⁴³⁾。この提案は夜間中学の教員たちにも影響を与え、政府への要望書や『夜間部教育の研究』の中でも度々要望として取り上げられたが、実現に至ることはなかった⁴⁴⁾。

以上見てきたように、寺本喜一はこの時期の夜間中学関係者と密な関係を結び、京都二部研や全夜中研の議論にも影響を与えていた。しかし、アメリカのSSWを基にした学校社会事業論は、社会的包摂と社会防衛への指向を共存させる中で揺れており、同様の揺らぎは教師たちの実践の中にも表れることとなる。

4 教師の実践の中の「福祉」

本章では、京都二部研発行『夜間部教育の研究』に掲載された実践記録を主な史料として、夜間中学に通う生徒の置かれた貧困の実態と、それに対して教師がいかに対峙したかを検討したい。特に第2節では家庭訪問に着目しながら、学校社会事業論に内在した両義性が教育実践の中ではどのような形で顕在化していたのかを明らかにしたい。

A 生徒の抱える複合的困難と「教育福祉」実践

ここでは、教師によって記された3つの事例から、当時の生徒が置かれた状況の一端を示すと共に、具体的な教師の働きかけがいかなるものであったか考察したい。

【事例1】N（男子生徒）

夜間二部の担任として来校、教室で新任の挨拶をした時、出席している十三名の生徒の中で電燈の光もまぶしげに私の板書をすかさずように眺め、話に耳をかたむける一人の生徒があった。／一見して重症トラコーマと分るほどただれた目、突き出た前歯、やや小頭の感を受ける異常な頭蓋、そしてこれでも親があるのかとさえ思われるみじめな服装。――これが問題生Nであった。

彼の住居は母親と妹（三才位）の三人暮しで一軒の平屋を三つに分けた一番奥の、昼でも薄暗い二畳の部屋であった。母親も重症トラコーマで定職は持たず、というより持てないほどの無智で唯「先ず生きよう。」というのがやっと、昼間は屑鉄や、ガラスの破片を拾い歩いたり、近所の使い走りをしたりして生活を続けている有様で、まさしく赤貧の環境であった。従って母親がNの面倒を見ようという事

は全く考えられず、NはNなりに矢張りガラスや鉄屑を拾い歩いて小遣いを作り、それで駄菓子を買って食っている始末であった。学校から民生保護家庭に支給されるシャツやパンツを渡す事があっても、それは本人に使用されず、そのまま入質されて金に代えられていた。（略）

私はNを見つめながらいろいろの問題を感じたのであったが、先ず何よりも彼の目を治療すべきだと思った。時には保健所に洗眼に行くというもの、屑鉄拾いの汚れた手でこすり廻す彼の目が失明するのはもう時間の問題の様にさえ思われた七月上旬、たまたま夏休みになるのを幸、京大病院の浅山眼科を訪れた。〔その後手術して完治、略〕

所がやっと活動的になったNの行動に非行が現れ始めた。（略）近所の青年にそそのかされてその手先となり、駅構内の鉄棒を盗み出したのである。然しこの時は初犯と首謀でなかった為〇〇署で説諭されただけで釈放された。（略）

突然母親が来校してNが〇〇署から家庭裁判所に送られたと云って来た。とるものとりあえず家庭裁判所へ行ってH調査官に面接したら、一月二十一日に小学生二人をそそのかして〇〇所内の鉄銅板等を盗み売却したとの事であった。（略）現在の家庭環境ではNの救済は到底困難との話であった。私も学校長とも相談し支持を仰いだが、Nを更生させる為、少年院送りは已むを得ない事だという校長の指示もあり私も涙をのんで遂に彼を少年院に送ることに決めたのであった。／今この記録を書き乍ら自らの力の不足をかこつと共に後から後から反省の念に責められている次第である。⁴⁵⁾

【事例2】女子生徒

“今日食べる米がない。母が病身に鞭打って働いて得たお金でやっと配給をもらって来たのに母にそむき去り私達を捨て去った父が突然来て全部さらって行った。今日一日をどうして暮したらよいのだろうか。私はよいが母と妹が可愛想だ。”（略）

或る事情の元に生別した父が時々帰ってきては乱行をするらしい。苦しい生活の物質面に於て尚且精神面に対して受ける苦痛は彼女をしていやが上にも強い性格を構成せしめると共に強情なそしてなげやりな面をも持たしめある時ははしゃぎ、或る時は沈んだ表情に目まぐるしく変えるのである。（略）

私は彼女の家計もさる事乍ら気分転換の意味に於ても何処か適当な職場を当てがう事の必要性を痛感

して母親と相談の結果ズルチン会社の工員として世話をした。然し何のかのと云ってやめてしまった。自分の欲する適職でなかったのと日給が百円の安さとの理由らしい。(略)次に貸本屋の集配人に世話して之も失敗した。次の職場は幸な事には学校で使う事に決定した。彼女はその環境に於て勉学に対する興味を持ち出して解らぬ所は昼間教師に対し積極的に質問する様になり学力はめきめき向上して行った。そうすると進学希望を持つ様になり、二学期の半頃からその準備にも本腰が入って来た。(略)

然し現在の給料では家計へ入れる丈で一杯で学資まではどうする事も出来ぬ状態でもあったので私は充分に通学出来る職場をさがし始めた。給料と通学と適職とは仲々一致しない。とつおいつする間に彼女は疲れてどっと床についてしまった。斯く試験に丈行く事は出来たがまだまだ通勤する事は無理であった。合格ときまった時彼女の健康は元に戻っていた。然し彼女は通勤はしなかった。学校はいつしか休みがちになり時たましか来なくなった。彼女は花売りを始めたのである。⁴⁶⁾

【事例3】Y (男子生徒)

(家族) 祖母、両親、兄弟6人、計9人家族。父はペンキ職人で市内へ通勤、長男は結核で自宅療養中、母も結核(但し軽労働は可)。

(生育歴) 幼少の頃から充分の栄養がとれなかった。兄弟が多いので子守のため長欠、嫌学となり、中学入学後も同じく長欠。1, 2年の出席日数も年間総授業日数の1/3。(略)

(保護者との懇談)

○私も長男も結核で、多子家族を抱え、主人の収入では生計が立たない。／○病気が伝染せぬかと毎日不安な思いで暮らしているが室も狭いし、医療を受ける金もない。／○民生保護を受けたいのですが僅かでも主人に収入があればと適用してくれません。／○本人は子守をしながら、ラヂヲを造ったり、時計修繕をしたりして、暇があれば器械いじりをしてる。／○勉強が嫌いで、学校へすすめても絶対に行きません。

(経過及対策)

数回の訪問で二部学級の実情を理解。就職斡旋してくれて多少共収入の途を与えてくれるなら二部へ転学させると条件付転学、近くの電気商への斡旋、寒い11月であったが毎夜出席した。その中に欠席回

数漸次増加。訪問すると、給料が安いから雇主と交渉して欲しいと云う。早速交渉。三月に入って、出席向上。高価な形態ラヂオや、懐中電灯をもって来るので調べた。月賦で買ったと云う。家庭ではこの為、月末収入が予定額にならぬと不満。その中に3月末に新しく同僚が雇われた。雇主はこの子に商売は教えてもY君には教えない。欠席勝となる。止むなく某自動車修理工場へ斡旋。先の雇主の中傷で解雇される。某飲料水工場へ就労させる。重いビンの荷揚げ下しが重労働で体がたぬと又々自分からやめた。1日200円の最高の好条件で斡旋したものの御破算。

(対策)

結核は抵抗力のない場合進行する。栄養を十分摂取しなければならない。早速医療保護を受けられる様懇談。目下静養中である。二部生は概して仕事に対し永続性を欠く。倦易いし転々と職場を変える。年少者の就労は体力的にも無理でもある。長い眼で根強く斡旋、転職と相等賃金の確保のできるまで奔走して指導したいものである。現在、家庭で鳩の飼育に夢中である。⁴⁷⁾

この3つの事例から何を読み取ることができるだろうか。

まず、生徒一人ひとりが、貧困という一語では捉えきれないほどの複合的困難を抱えていることである。ここで取り上げたのはほんの一例に過ぎない。その他、親の飲酒・賭博・死去・精神障害、内縁関係の気まずさ、強姦、花街への身売り、昼間生徒からの蔑視、部落差別、朝鮮人生徒の就職差別等々挙げれば切りがなく、自殺に追い込まれた生徒もいた。教師はこうした生存の現実を見つめることから実践を始めるほかなく、中には極度の精神的疲労やノイローゼを率直に記した記録も見られる。

次に、生徒の複合的困難に直面する中で教師は、家庭訪問して事情を掴み、病院に付き添い、家裁まで出向き、生計を立てられるよう職を探し、生活保護の手続きを手伝うといった多彩な活動を行わざるを得なかったことである。目の前の現実に翻弄されながら行われる諸活動は、決して目論見通りには進まなかった。これらの活動はガイダンス・生活指導という枠組みのもとで認識されていたが⁴⁸⁾、ここに寺本喜一は学校社会事業家としての姿を見たのであろう。確かにこれらは複合的困難に基づく不就学・長欠児を対象としたが故の、独特の「教育福祉」実践であったと言えるだろう。

しかし、綴られた記録の全てがこのようなものであったわけではない。社会的包摂と社会防衛の狭間での揺らぎは夜間中学の内部にも存在したのであり、次にその両極が先鋭化する場面として家庭訪問の場面を検討しよう。

B 社会防衛か社会変革か—家庭訪問を巡って

ここでは、「出席第一主義」を掲げたある教師の記述と、家庭訪問の経験の中から権利論を紡いでいった今北初太郎の記述を比較しながら検討したい。

(ア)「出席第一主義」を掲げた教師

何をさておいても、二部学級においては、先ず「出席」ということに重点を置かねばならない。(略)平凡なことだけでも、家庭訪問をいとわずに行うことが唯一の解決策であることを確信する。(略)小学校時代から欠席に馴れて、それに対する罪悪感を持っていない彼等には、義務教育では休んではいけないのだ、という責任感を植えつけることが先決である。そのためには、生徒の家庭や勤務環境をいくらか無視するような専制的な処置もあったかもしれない。(略)またこのことが無理解な親達に「担任教師恐るべし」の自覚を持たせる副効果をもたらす。(略)すべて最初が肝腎である。「忙しければ休んでもよろしい。」などと入学当初に言っては絶対にだめ。「休むようならば、昼間の方へ行って貰います。」と最初に釘をさして置いて、ちょうどいいくらいになる。狩り集めてきた(ひどい言い方だが)不就学者には、このことはむづかしい。だが、書類だけの在籍者は勿論のこと、学習意欲のない、そのくせ学級に害毒を流す恐れのある者に、キリストまがいの救済を考えてみたところで、自らは神経を消耗し、生徒の九十九を失うに過ぎない。⁴⁹⁾

(イ) 今北初太郎(九条中学校夜間専任・1950年当時)

開校以来皆出席であった丁子が三日連欠、早速訪問して見ると陋屋の中で語る世帯やつれした母親の言葉によれば、父は数年前に死去、女手一つで十二を頭に三人が働いて漸く煙を立てている。しかし最近母親の仕事—病院の患者に血を売る—が思わしくなく収入減収、又丁子が二部に入った為これ又減少(仕事は請負)、教育の大切なことは十分解りながらもその日の生活の為学校を止めざるを得ないと。私は暗然として返す言葉も持たなかったのである。

たとい教育統計に於て「嫌学」という数字が表を

にぎわしているとしても、之をよく考察する時真に学を嫌う子供は果して幾人あるであろうか。これは大きくは社会問題である。

今回京都市が全国に魁けて中学に二部学級を設置したことは大英断である。この必然的自然的な二部の誕生は将来必ず関係法令の改正を余儀なくしめるであろう。法は社会的生起の諸事実との関係に於てのみその生命を有するものであるから。

私は行政当局が現実の実態に眼をおうことなくこの施設の増大と内容の充実を力に致し、所謂多くの気の毒な「忘れられた少年少女」に明るい希望を与えられんことを切念する(略)。具体的には学級の増設と専任教諭及講師の増員が先決問題であり、更に生徒に対する奨励費の増額、保健衛生、延いては給食の問題が積極的に講ぜられなくてはならない。⁵⁰⁾

この対照の中に、生徒の欠席に対する家庭訪問という行為がいかに両義的意味を持ちうるかが如実に表れており、また義務教育拡大の歴史の正負を端的に物語っているかのようである。この比較を踏まえて3点のことを指摘したい。

まず、家庭訪問による出席督促という形で現れる就学奨励はそれ自体両義的であり、欠席がちな生徒を「害毒」とみなし、専制的な振る舞いによる圧力で就学を進めた場合もあったことである。

次に、他方で訪問という行為から、統計上「無理解な親」や「嫌学」として切り捨てられてしまう人たちの声を聴きながら、社会問題としてそれを受け止める姿が見られたことである。この場合、訪問とは「社会的生起の諸事実」と直面する機会としての意味を持っていた。

最後に、後者のような形で家庭訪問を行うことの中から、就学援助の拡充や権利保障が求められていったことである。今北は、1951年に執筆した論稿を夜間専任からは降りていた1954年の第1回全夜中研大会で配布しているが、そこでは救済的性質を排した「基本的人権としての教育を受ける権利」が高らかに謳われており、教育が「事実」から出発するべきであることが熱意のこもった文体で説かれている⁵¹⁾。ここには、生徒の置かれた事実に基づいて社会変革を目指す姿勢が見られたのである。

以上見てきたように、夜間中学の教育実践は複合的困難を抱えた子どもの現実に寄り添うことから始まり、その基本にあった家庭訪問の中では警察的取締と変わらぬ強権的対応がとられる場合もあったが、他方

で子どもや親の声を聴く中から、彼・彼女らの社会的包摂を実質的に保障しつつ、社会変革を目指す姿勢も育まれていたのであった。

5 生徒にとっての学校とウェルビーイング

本章では、生徒にとっての夜間中学における福祉の意義について、福祉行政との結びつきという面と心地よさ（ウェルビーイング）の実現という面から考察したい。

まず指摘できるのは、先に見た【事例3】で教師が医療保護の適用を支援していたように、教師の仲介によって福祉行政と初めて結びついた事例が見られることである。複合的困難の中でも低所得は大きな課題であり、夜間中学を介して社会保障と結びついたことや、夜間中学の教師たちの要求によって就学援助が拡大したことの意義は無視しえない。

しかしより注目したいのは、夜間中学が「憩いの場」⁵²⁾となっていたことである。寺本喜一も夜間中学が「息抜き」の場となっていると指摘していたが、特にここでは、夜間中学が声を取り戻し、語り合える場となっていたことに注目したい。卒業生の作文と教師の記録には次のように書かれている。

二部学級は、経済的、家庭的理由によって、学校へ行けなかった私達同じ境遇に育った者同志が、昼間の学校では、教室の片すみで小さくなり、又、クラスからはみだした私達だが、二部では何のへだたりもなく「おい」「おまえ」と呼びあえ、心の底から話し笑うことができたものだ。⁵³⁾ (1959年度卒業生「二部学級の想い出」)

K少年が二部学級へ転じたのは28年11月末のことであった。／垢ともつかぬ浅ぐろい肌色、あごどがりの細面と、おどおどしょぼついたうすい眼、やせぎすで小柄な体付——服装も汚れが目立っている。(愛称小熊さんと云った) (略)

彼は三年生であった。／ある友禅工場に働くようになって昼の学級からかわって来たのです。(略)／Kはこれまで昼の学校では殆んど口をきかぬ教室の隅にかしこまっている一どの学級にもそんな子がいくらかいるものだが—その仲間からも教師からも、とかくその存在を忘れ勝ちな子等のひとりであったことは間違いない。

それがどうでしょうか。

二部学級に来るようになってから、日を追うにつれ、教室で何かと発言し、果ては時に学習中うるさく感じる程になりました。／Kはみたところ快活になりました。

(そうだ、あのよく声高に放歌しもって校門を通りかかって来るのがKであったことを想起する)⁵⁴⁾

ここに見られるように、複合的困難を抱え、家庭や職場以外の関係を持ちにくかった生徒にとって、夜間中学は安心して同じ境遇の仲間と語り合える貴重な場であった。また、それまで教室で押し黙ってきたK少年にとっては、夜間中学に通うことは思わず歌いだし、してしまいたくなるような心地よい経験であった。この時期の夜間中学では、このような形で教育と福祉（ウェルビーイング）が結び合う場面が見られたのである⁵⁵⁾。

6 1960年前後の断層—生徒福祉課設置の周辺

以上見てきたように、1950年代の京都市の夜間中学は、社会防衛と社会的包摂の狭間での揺らぎを伴いつつも、複合的困難を抱える生徒に対する権利保障とウェルビーイング実現の場としての役割を果たしていた。こうした状況が、1960年前後を境に徐々に変化を迎えることになる。

まず、1954年度を頂点として生徒数は徐々に減少し、1950年代末頃から教師たちにとっても変化が感じられ始めた。それは学齢超過生徒の減少と家庭状況が複雑で経済的貧困だけに起因しない長欠児の増加であり、1960年には次のように語られている。

現状はそうした年長者は相当数が救済されたため、年長者は殆んどいない。大部分は家庭的に恵まれない生徒だ。然し、そうした生徒は大部分二部学級がないとすると不就学生徒となる可能性がある。市内においても現在未だ相当数の不就学生徒がいるが、二部学級があるにもかかわらず通学しないような生徒だから、質的にも相当悪いと考えなければならない。今後こうした生徒にも手を差しのべなければならぬと思うが、不良化の問題ともからんで、二部学級の性格もある程度変わってゆくのではないか。そうすると二部学級は不良化防止の意味、補導的な意味が強化される。⁵⁶⁾

こうした夜間中学側の変化と軌を一にして、京都市教委に新たに設置されたのが生徒福祉課（1962年）と

カウンセリング・センター（1963年）である。これらは現在、「ケースワーク」と「カウンセリング」の視点を導入した組織的な学校福祉実践としての評価も受けている⁵⁷⁾。1959年頃から学校社会事業の確立のために教育委員会への「児童福祉局」設置を説いていた寺本喜一も、この設置に関わっていたようである⁵⁸⁾。

生徒福祉課は新設と同時に夜間中学も所管するようになり、設置の同年と翌年には京都二部研と合同で市内長欠生徒の調査を実施している⁵⁹⁾。しかし、これを機に夜間中学の整備が進められるのではなく、この後京都市の夜間中学は閉鎖に向かった。京都市教委は1962年度の『京都市教育概要』で「2部学級の生徒数は漸減の方向にあり、又、経済的貧困よりもむしろ補導上に問題のある生徒がふえて来る傾きもなしとしない」と記し、同時にそれまで就学奨励策の一つに挙げていた「二部学級」をその項目から外している⁶⁰⁾。推測の域を出ないが、京都市教委はこの生徒福祉課とカウンセリング・センターの設置と共に不就学・長欠対策としての夜間中学については解消の方向を目指したのではないかと推測される。

他方で教師たちは、1963年にそれまでの記録を集大成した『雑草のように強く―夜間中学生の記録』を刊行する等を行いつつ、状況の変化に対して新たな模索を始めていた。1959年度から朱雀中学校の夜間専任となった市河三次は、1964年には「教育的不遇」なる概念を提示して、夜間中学の専任はケースワークの素養を身につけて彼らのリハビリテーションを図るべきとの論を展開しており、社会福祉用語を駆使してソーシャルサービスとしての夜間中学の位置づけを提案していた⁶¹⁾。

しかし、全夜中研全体としてはこの時期「義務教育未修者の権利保障」という方向に展開しつつあった⁶²⁾。これに対して京都市では、正確な時期は定かでないが、「学齢超過生徒との共学で学齢生徒の指導上好ましくない面も出てきた」として年長者の入学を断る方向に向かい、衰退の一途を辿った⁶³⁾。そして、1966年に行政管理庁が夜間中学の廃止を勧告、その後夜間中学廃止反対運動が東京都の教員や卒業生の高野雅夫らによって展開される中、京都市では1968年度に郁文中学校（現洛友中学校）に新たに学齢超過者限定の二部学級を設置し、1970年度で学齢生徒を対象とした夜間中学は幕を閉じた⁶⁴⁾。

しかし問題は夜間中学の閉鎖そのものではなく、不就学・長欠等の形で現れる複合的困難を抱える生徒の福祉／ウェルビーイングの実現が進んだか否かである

う。その全体像を示すことは到底困難であるが、夜間中学の教師が聴き取ったカウンセリング・センターに通っているという長欠生徒の言葉は、その一端を示しているように思われる。

私もカウンセリング・センターにかかっていますが、そこへ行く人達は、みな自家用車でママと一緒に来ています。私達は雨の日も、ズクズクに濡れ、カアチャンとか呼べないので恥ずかしくて、余り行っていません。⁶⁵⁾

もし、「生徒福祉」「カウンセリング」の名のもとに、「おい」「おまえ」「カアチャン」等と自然に心地よく語り合える場が失われたとするならば、子どものウェルビーイングの実現という視座から見れば後退と言うこともできるかもしれない。とはいえ拙速な結論を出すのではなく、1960年代以降に教育と福祉の結節点で何が生じたのかについては、今後の課題として慎重に検討されねばならない。

7 終わりに

本稿では、1950-60年代における京都市の夜間中学の成立・展開過程について、寺本喜一の学校社会事業論とも重ね合わせながら、「教育と福祉」の観点から検討してきた。当初から市教委の指導性により安定した体制を築いていた京都市の夜間中学では、不就学・長欠となり貧困や差別を中心に複合的困難を抱える子どもたちを受け入れていた。その事実に着目した社会福祉学者の寺本喜一は、そこから学校社会事業論を発展させたが、そこにはそうした子どもの社会的包摂を目指す指向性と同時に、彼・彼女らを社会の「害毒」として危険視する社会防衛論への指向性も併せ持っていた。教育と福祉の結節点とはまた、司法や警察の領域との接点でもあったのだ。教師の一部はこうした視点を共有したが、家庭訪問等を介して子どもや親の声と生存の事実に触れた教師たちの多くは、ガイダンス・生活指導の名のもとに彼・彼女らをケアし、また事実に基づく社会変革への姿勢を育んでいた。そして、昼間の教室でも忘れられた存在となり、声を失っていた子どもたちの中には、夜間中学に通うことで声を取り戻し、同じ境遇の仲間との語り合いを通して心地よさを感じる者もいた。このような意味で、教育と福祉の結節点としての夜間中学は、ウェルビーイングの実現の場としての役割を果たしていたと言え

う。しかし、1960年代に入ると、こうした場を提供していた夜間中学は衰退の道をたどることになった。

今後は、未解明な部分の多い同時代の夜間中学の状況や1970年代以降の展開等と照らし合わせながら、より精緻な検証を行う必要がある。また、子どもの抱える困難が複雑化する中でSSW論が再び隆盛し、教育と福祉の出会いの必要性が語られる現在において、これらの歴史に学びながら、〈福祉と社会変革〉との関係についても考察を深めていく必要があるだろう。

注

- 1) 尾形利雄・長田三男『夜間中学・定時制高校の研究』校倉書房、1967年、赤塚康雄『新制中学校成立史研究』明治図書出版、1978年、田中勝文「夜間中学」浦辺史編『児童問題講座⑥ 児童養護問題』ミネルヴァ書房、1975年。
- 2) 内田宏明「日本におけるスクールソーシャルワーク前史」日本スクールソーシャルワーク協会編『スクールソーシャルワーク論』学苑社、2008年。
- 3) 田中勝文「『夜間中学』にみる教育と福祉の問題」小川利夫・土井洋一編『教育と福祉の理論』一粒社、1978年、313-314頁。
- 4) 小川利夫・高橋正教編著『教育福祉論入門』光生館、2001年、7頁。
- 5) 松本伊智朗編著『子ども虐待と家族』明石書店、2013年。
- 6) 山野則子・峯本耕治編著『スクールソーシャルワークの可能性』ミネルヴァ書房、2007年、25頁。
- 7) 持田栄一「『福祉国家教育論』批判」持田栄一・市川昭午編著『教育福祉の理論と実際』教育開発研究所、1975年。
- 8) 寺崎弘昭『教育・福祉・治安』花井信・三上和夫編『教育の制度と社会』梓出版、2000年。
- 9) 山下英三郎「子どもたちの現状とスクールソーシャルワーク」日本スクールソーシャルワーク協会編『スクールソーシャルワーク論』学苑社、2008年。
- 10) 寺崎弘昭「生を養う」鈴木七美他編著『高齢者のウェルビーイングとライフデザインの協働』御茶の水書房、2010年。
- 11) 京都市児童福祉史研究会編『京都市児童福祉百年史』京都市児童福祉センター、1990年、21-22頁。
- 12) 建設省住宅局の調査によると、全国24ヵ所の代表的な不良住宅地区の中には京都市内の7ヵ所が含まれていた（建設省住宅局『不良住宅地区調査』1952年）。
- 13) 文部省初等中等教育局・総理府中央青少年問題協議会『六・三制就学問題とその対策』1952年、30-33頁。
- 14) 京都市教育委員会『京都市教育概要』1951年、80頁。
- 15) 打田秀夫「本校同和教育の歩み」『部落』第42号、1953年（京都府教育研究所編集・発行『戦後京都教育小史』1978年、所収）。
- 16) 京都市立中学校二部学級開設50周年記念事業実行委員会『京都市立中学校二部学級開設50周年記念誌』2000年、47頁の表を基に作成。元号は西暦に統一し、生徒数は一部計算上の明らかな誤りを訂正している。
- 17) 横浜市教育委員会は京都市と同じ1950年度に夜間中学を10校に設置したとされているが、その詳細は明らかになっていない（前掲、尾形利雄・長田三男（1967）、71頁）。
- 18) 京都市二部学級研究会『二部学級教育の研究第19集』1970年、11-12頁。
- 19) 京都市立皆山中学校『二部開設十周年記念誌』1961年、7頁。
- 20) 京都市教育委員会『教育委員会通信』第11号、1950年、7-8頁。
- 21) 『京都新聞』1950.4.25。
- 22) 石田眞一「戦後初期同和教育史の検討」部落問題研究所『戦後京都府同和教育史』部落問題研究所出版部、1986年。
- 23) 京都府内では八幡町立男山中学校（1959～1964年度）、井手町立男山中学校（1963～1965年度）にも夜間中学が開設されており、いずれも被差別部落の不就学・長欠問題との関わりが大きかったようである（大同啓五「教育の機会均等と学習の保障」部落問題研究所『戦後京都府同和教育史』部落問題研究所出版部、1986年）。
- 24) 「事務局のうごき：5・6月」『教育きょうと』第13号、1950年。
- 25) 文部省初等中等教育局・中央青少年問題協議会『夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書』1950年。
- 26) 全夜中研の初代会長となった村田忠一（朱雀中学校長）の回想による（「座談会 十年の歳月は流れて」『京都の教育』第22号、1958年、15頁）。
- 27) 『第1回中学校夜間部教育研究協議会』1954年。
- 28) 1955年には文部事務次官・厚生事務次官・労働事務次官連達「義務教育諸学校における不就学及び長期欠席児童対策について」が出され、1956年以降標準保護者への就学援助策が拡充されている（寺本喜一「夜間中学の実態と問題点」『都市問題』第54巻12号、1963年）。
- 29) 寺本喜一『落穂拾いの人生』編集工房ノア、1992年、70-80頁及び巻末年表、寺本喜一「『学校社会事業』成立可能仮説」『西京大学学術報告 人文』第3巻、1953年、29頁。
- 30) 京都市二部教育研究会・京都青年会議所編『雑草のように強く』1963年、137頁。
- 31) 各年の全夜中研大会要項を参照。1978年に顧問という役職が消えている。また、寺本喜一の全夜中研大会への参加は1965年以降見受けられない。
- 32) 小林正泰「簡易宿泊所地域における長欠対策学級の実践」『国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要』第6号、2006年、前掲、内田宏明（2008）。
- 33) 「はしがき」学校福祉研究会編『学校福祉の理念と方法』黄十字会出版部、1963年。
- 34) 前掲、寺本喜一（1953）、35頁。
- 35) 寺本喜一「夜間中学生の欠席率を手がかりとする不就業長欠問題の分析」『西京大学学術報告 人文』第5巻、1954年、16頁。
- 36) 前掲、寺本喜一（1953）、38-39頁。
- 37) 前掲、寺本喜一（1954）、6頁。
- 38) 同上、p.10。
- 39) 前掲、寺本喜一（1953）、22-25頁。
- 40) 同上、39頁。アメリカにおける学校と警察の連携を紹介したもののとしては、寺本喜一「米国における少年非行防止のいくつかの努力について」『愛と生と』1975年、がある。
- 41) 京都市教育委員会『京都市教育概要』1956年、101頁。
- 42) 寺本喜一『学校ケースワークと福祉教諭』1960年、17-26頁。
- 43) 寺本喜一「青少年問題へのケースワークの接近」『四国学院大

(指導教員 小国喜弘教授)

- 学論集』第41巻，1978年。
- 44) 前掲，寺本喜一（1954），16-17頁。
 - 45) 現存資料で確認できる限り，全夜中研では第1回大会後の政府要望書，第3回・第10回・第12回・第13回の大会宣言で関連する提案をしている。また、『夜間部教育の研究』第8集（1957年）・第9集（1958年）で，北野中夜間専任の石垣幸男が福祉教員設置を訴える論稿を寄せている。
 - 46) 京都市教育委員会・京都市立二部学級研究会『夜間部教育の研究（第5集）』1954年，65-68頁。〔／〕は原文改行，以下同。
 - 47) 同上，79-81頁。
 - 48) 京都市教育委員会・京都立二部学級研究会『夜間部教育の研究（第8集）』1957年，7-8頁。
 - 49) 事例1・2は，「ガイダンス」という項目に登場しており，「生活指導」も同じ意味で用いられている（前掲，『夜間部教育の研究（第5集）』58頁）。
 - 50) 同上，58-59頁。
 - 51) 九條中学校「本校二部生徒の実態」『教育きょうと』第13号，1950年。
 - 52) 今北初太郎『夜間中学法制化の問題』1954年。
 - 53) 烏丸中夜間専任の岡田肇の表現であるが，当時夜間中学を表現する際によく用いられた（前掲，『雑草のように強く』1963年，169頁）。
 - 54) 京都市二部学級研究会『二部学級教育の研究第19集』1970年，7頁。
 - 55) 京都市教育委員会・京都立二部学級研究会『夜間部教育の研究（第6集）』1955年，44頁。
 - 56) 現代の夜間中学において生徒が声を取り戻す場面を捉えたものとして，森康行監督の映画『こんばんは』2003年，がある。
 - 57) 京都市教育委員会・京都市立二部学級研究会『夜間部教育の研究（第11集）』1960年，6頁。
 - 58) 大崎広行「日本における学校福祉行政施策の展開に関する歴史的研究」『目白大学総合科学研究』第8号，2012年。
 - 59) 寺本喜一「カウンセリングの基本的な考え方」『京都の教育』第37号，1959年，寺本喜一「教育と福祉について」『愛と生と』1975年，63頁。
 - 60) 前掲，『京都市立中学校二部学級開設50周年記念誌』2000年，26-27頁。
 - 61) 京都市教育委員会『京都市教育概要』1963年，39頁。
 - 62) 市河三次「夜間中学校存在意義に関する提案」京都市二部学級研究会『夜間部教育の研究第15集』1965年。1964年の第11回全夜中研大会でも同じ内容のものが報告されている。
 - 63) 1965年の第12回全夜中研大会の大会決議で，「義務教育未修者の完全就学」が初めて挙げられている。
 - 64) 前掲，『京都市立中学校二部学級開設50周年記念誌』（2000），18-19頁。
 - 65) 松崎運之助『夜間中学』白石書店，1979年。また，廃止反対運動の中で高野雅夫が京都市を訪れた時の貴重な記録もある（生闘学舎編『사립』修羅書房，1975年，162-282頁）。
 - 66) 京都市二部教育研究会『夜間部教育の研究第14集』1963年，39頁。

※本研究は日本学術振興会研究費補助金（特別研究員奨励費）の助成を受けたものである。